

○独立行政法人航海訓練所職員給与規程

〔平成13年4月1日〕  
訓練所規程第3号

最終改正 平成27年3月5日訓練所規程第8号

(目的)

**第1条** この規程は、独立行政法人航海訓練所（以下「航海訓練所」という。）の職員（独立行政法人航海訓練所陸上就業規則（平成13年訓練所規程第8号。以下「陸上就業規則」という。）第2条に規定する職員（以下「陸上職員」という。）及び独立行政法人航海訓練所海上就業規則（平成13年訓練所規程第9号。以下「海上就業規則」という。）第3条に規定する船員（以下「船員」という。）をいう。以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

**第2条** 職員の給与は、次のとおりとする。

- 一 俸給
- 二 俸給の調整額
- 三 俸給の特別調整額
- 四 初任給調整手当
- 五 扶養手当
- 六 地域手当
- 七 住居手当
- 八 通勤手当
- 九 単身赴任手当
- 十 特殊勤務手当
- 十一 超過勤務手当
- 十二 休日給
- 十三 食料金
- 十四 夜勤手当
- 十五 管理職員特別勤務手当
- 十六 期末手当
- 十七 勤勉手当

(給与の支払)

**第3条** 職員の給与は、通貨で、直接職員に、その全額を支払うものとする。ただし、法令に控除に係る別段の定めがある場合又は労働協約により控除が定められている場合には、職員の給与からその職員が払うべき金額を控除して支払うことができる。

2 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

(給与の支払方法)

**第4条** 理事長は、職員から給与の口座振込の申出があった場合には、次の各号に該当するときは、その職員に対する給与の全部をその職員が指定する銀行その他の金融機関のその職員の預金又は貯金への振込（以下この条において「振込」という。）の方法によって支払うことができる。

- 一 振込先金融機関は、職員が申し出た金融機関であって、給与の支給日に確実に振込のできる金融機関であること。
- 二 振込を受ける口座は、職員が申し出た職員名義の普通預金又は当座預金等の口座であって、給与の支給日に確実に振込のできる口座であること。

2 前項の申し出は、書面を理事長に提出して行うものとする。申し出を変更する場合についても同様とする。

3 前項の書面には、振込の実施に必要な事項（申し出を変更する場合にあつては、変更しようとする事項）を記載するものとする。

(俸給)

**第5条** 各職員の受ける俸給は、その職務の複雑、困難及び責任の度にに基づき、かつ、勤務の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件を考慮したものでなければならない。

2 俸給は、陸上就業規則第13条又は海上就業規則第26条（同規則第30条又は第31条において準用する場合を含む。）に規定する勤務時間による勤務に対する報酬であつて、この規程に定める俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給（第28条及び第29条の規定による報酬を含む。）、食料金、夜勤手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当を除いた全額とする。

(俸給表の種類及び適用範囲)

**第6条** 俸給表の種類及び適用範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 行政職俸給表（別表第1）は、次号から第6号の俸給表を受けないすべての者に適用する。
- 二 技能職俸給表（別表第2）は、車庫長及び自動車運転士に適用する。
- 三 海技職俸給表（一）（別表第3）は、練習船に乗り組む船長、機関長、専任教官、航海士、機関士、通信長、通信士、事務長、事務員その他これらと同等の職務に従事する者に適用する。
- 四 海技職俸給表（二）（別表第4）は、練習船に乗り組む甲板長、甲板次長、船匠、操舵手、甲板員、操機長、操機次長、操機手、機関員、司厨長、司厨次長、司厨手、司厨員、看護長、交通艇に乗り組む艇長、機関長及び艇員その他これらと同等の職務に従事する者に適用する。
- 五 教育職俸給表（別表第5）は、教授、准教授、講師、助教、助手及び教務職員に適用する。ただし、海技職俸給表（一）及び海技職俸給表（二）の適用を受ける者を除く。
- 六 医療職俸給表（別表第6）は、練習船に乗り組む船医に適用する。

2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度にに基づき、これを俸給表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、独立行政法人航海訓練所職員の級別標準職務に関する達（平成13年訓練所達第9号）で定めるものとする。

(級の決定)

**第7条** 職員の職務の級は、その職務に応じ、前条第2項の規定に基づく分類の基準に適合するよう

に、かつ、予算の範囲内で理事長が決定するものとする。

(号俸の決定)

**第8条** 新たに第6条第1項の俸給表の適用を受ける職員となった者の号俸は、別に定めるところにより、決定するものとする。

2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合における号俸は、別に定めるところにより、決定する。

(昇格)

**第9条** 職員を昇格させる場合には、別に定めるところにより、その職務に応じ、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級に決定するものとする。

(昇給)

**第10条** 職員の昇給は、別に定める場合を除き、毎年1月1日(以下「昇給日」という。)に、昇給日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸(行政職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上、海技職(一)俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上、教育職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上及び医療職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上の職員(以下「特定職員」という。)にあつては3号俸)とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

3 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

4 55歳(技能職俸給表及び医療職俸給表の適用を受ける職員にあつては57歳)を超える職員の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて別に定める基準に従い決定するものとする。

5 第1項から前項までに規定する昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

6 第1項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給については、別に定める。

(継続雇用職員の俸給月額)

**第11条** 陸上就業規則第54条及び海上就業規則第73条の規定により採用された職員(以下「継続雇用職員」という。)の俸給月額は、その者に適用される俸給表の継続雇用職員欄に掲げる俸給月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

2 前項の規定に定める継続雇用職員のうち、短時間勤務の職に採用された職員(以下「継続雇用短時間勤務職員」という。)の俸給月額は、前項の規定にかかわらず、この規定による俸給月額に、別に定められたその者の勤務時間を陸上就業規則第13条に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(俸給の支給日)

**第12条** 俸給の支給定日は、毎月1回その月の16日とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる日を支給定日とする。

一 16日が日曜日に当たるときは、17日(17日が休日に当たるときは、18日)

二 16日が土曜日に当たるときは、15日

三 16日が休日に当たるときは、17日

(俸給の支給)

**第13条** 新たに職員となった者には、その採用の日から俸給を支給し、昇給、降給等により俸給額に異動を生じた者には、その発令日から新たに定められた俸給を支給する。ただし、離職した職員が即日職員になったときは、その日の翌日から俸給を支給する。

2 職員が離職したときは、その日まで俸給を支給する。ただし、離職の日の分として支給される俸給は、離職の際における当該職員の俸給の決定又は支給状態を基礎として算出する。

3 職員が死亡したときは、当該死亡した職員が、その月の末日に死亡したものとした場合に受けることとなる俸給を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により俸給を支給する場合であって、月(以下「給与期間」という。)の初日から支給するとき以外のとき、又はその給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給額は、その給与期間の現日数から陸上就業規則第16条及び第19条又は海上就業規則第32条(同規則第30条又は第31条において準用する場合を含む。)及び第34条の規定に基づく休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

(俸給の調整額)

**第14条** 俸給の調整額は、俸給月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないときは、その特殊性に基づき、次項に定める表の職員欄に掲げる職員に対して支給する。

2 俸給の調整額は、当該職員に適用される俸給表及び職務の級に応じ別に定める調整基本額にその者に係る次の表の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

職 員	調整数
練習船に乗り組む船医	6
練習船に乗り組み、実習生を直接教育する教官である船長、機関長、専任教官、航海士、機関士、通信長、通信士、職長、次長、船匠その他これらに準ずるものとして理事長が定める職務に従事するもの	2
練習船(遠洋区域を航行区域とする船舶に限る。)に乗り組む職員で海技職俸給表(二)の適用を受けるもの	2
練習船(長期の航海を常態とし、かつ、年間の航行日数が特に多い船舶に限る。)に乗り組む職員のうち海技職俸給表(一)又は海技職俸給表(二)の適用を受ける職員	1

3 前項の規定により算出した俸給の調整額が俸給月額の100分の25を超えるときは、俸給月額の100分の25に相当する額とする。

4 船員法(昭和22年法律第100号)第78条に基づいて、海上就業規則第3条に規定する予備船員が海上就業規則第41条の有給休暇(病気休暇および特別休暇を除く。以下「有給休暇」という。)を受ける場合は、その有給休暇の日数に応じ、当該有給休暇を受ける日にその者に適用され

ている俸給表及び職務の級に応じて、別に定める調整基本額にその者が予備船員となる直前に適用されていた第2項の調整数を乗じて得た額を支給する。

(俸給の特別調整額)

**第15条** 俸給の特別調整額は、管理又は監督の地位にある職員の占める職のうち、その特殊性に基づき、次項に定める表の職務欄に掲げる職務にある職員（以下「特定管理職員」という。）に対して支給する。

2 俸給の特別調整額の区分は、次の表の職務欄の区分に応じ、同表の区分欄に定める区分とする。

職 務	区 分
審議役 事務局長 練習船の船長	1 種
練習船の機関長	2 種
教育部長 運航部長 総務課長 会計課長	3 種

3 前項に規定する職務を占める職員に支給する俸給の特別調整額は、当該職員に適用される俸給表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職務に係る前項の規定による区分に応じ、次の表の俸給の特別調整額欄に定める額とする。

一 行政職俸給表

職務の級	区 分	俸給の特別調整額
10 級	1 種	139,300円
9 級	1 種	130,300円
8 級	1 種	116,500円
7 級	3 種	77,400円
6 級	3 種	72,700円

二 海技職俸給表（一）

職務の級	区 分	俸給の特別調整額
7 級	1 種	129,500円
	2 種	106,200円
6 級	1 種	122,400円
	2 種	99,400円

三 教育職俸給表

職務の級	区 分	俸給の特別調整額
4 級	3 種	93,500円

(初任給調整手当)

**第16条** 医療職俸給表の適用を受ける職に新たに採用された職員には、月額183,700円を超

えない範囲の額を採用の日から35年の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

2 前項の初任給調整手当の月額を、別に定める額とする。

(扶養手当)

**第17条** 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

三 満60歳以上の父母及び祖父母

四 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

五 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については13,000円、同項第2号から第5号までの扶養親族（次条において「扶養親族たる子、父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については11,000円）とする。

4 扶養親族たる子のうち満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を理事長に届け出なければならない。

一 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

三 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

四 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合はその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合はその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合はそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った

場合はその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 7 扶養手当は、これを受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

（地域手当）

**第18条** 地域手当は、職員の勤務地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して次項に定める地域に在勤する職員に対して支給する。

- 2 地域手当の月額は、俸給、俸給の特別調整額及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる割合（以下この条において「支給割合」という。）を乗じて得た額とする。

一 東京都特別区、神奈川県横浜市及び練習船（交通艇を含む。） 100分の13

二 兵庫県神戸市 100分の10

- 3 前項に定める地域に在勤する職員がその在勤する地域を異にして異動した場合（当該職員が当該異動の日の前日に在勤していた地域に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合に限る。）において、当該異動の直後に在勤する地域に係る地域手当の支給割合が、当該異動の日の前日に在勤していた地域に係る地域手当の支給割合に達しないこととなるときは、当該職員には、当該異動の日から2年を経過するまでの間当該異動の日の前日に在勤していた地域に在勤するものとした場合に、前項の規定により支給されることとなる地域手当（当該異動の日の前日に在勤していた地域に係る地域手当の支給割合（前項各号に掲げる割合をいう。）が当該異動の後に改定された場合は、当該異動の日の前日の支給割合による地域手当）を次の各号により支給する。

一 当該異動の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動前の支給割合

二 当該異動の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 異動前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

- 4 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）の適用を受ける職員、国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和29年法律第14

1号。以下「給与特例法」という。)の適用を受ける職員、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の職員、特別職に属する国家公務員、地方公務員若しくは公庫の予算及び決算に関する法律(昭和26年法律第99号)第1条に規定する公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条の2各号に掲げる法人に使用される者(以下「給与法適用職員等」という。)であった者が、引き続き第6条第1項の俸給表の適用を受ける職員となった場合においては、当該職員には給与法等の規定に準じて、地域手当を支給する。

(住居手当)

**第19条** 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- 一 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を払っている職員(国家公務員宿舎法(昭和24年法律第117号。以下「宿舎法」という。)第13条の規定による有料宿舎を貸与され、使用料を支払ってこれに居住している職員その他別に定める職員を除く。)
  - 二 単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が住居するための住宅(宿舎法第13条の規定による有料宿舎その他別に定める住宅を除く。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの
- 2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額)とする。

- 一 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額
  - イ 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額
  - ロ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)を11,000円に加算した額
- 二 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

(通勤手当)

**第20条** 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

- 一 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。)
- 二 通勤のため自動車その他の交通の用具で、別に定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員



以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

三 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間（通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。以下同じ。）につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

二 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（継続雇用短期時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して別に定める職員にあつては、その額から、その額に別に定める割合を乗じて得た額を減じた額）

イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員	2,000円
ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員	4,200円
ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員	7,100円
ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員	10,000円
ホ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員	12,900円
ヘ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員	15,800円
ト 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員	18,700円
チ 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員	21,600円
リ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員	24,400円
ヌ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員	26,200円
ル 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員	28,000円
ヲ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員	29,800円
ワ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員	31,600円

三 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定め

る額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額又は前号に定める額

3 事務所を異にする異動に伴い、所在する地域を異にする事務所に在勤することとなり、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動の直前の住居(当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。)が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は、給与法適用職員等であった者から引き続き第6条第1項の俸給表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居(当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。)からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が別に定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの(任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。)その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 第2項第1号に規定する運賃等相当額は、次の各号に掲げる普通交通機関等(新幹線鉄道等以外の交通機関等をいう。以下同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

一 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 通用期間が支給単位期間である定期券の価額

二 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 当該回数乗車券等の通勤21回分(交代制勤務に従事する職員等にあつては、平均1箇月当たりの通勤所要回数分)の運賃等の額

6 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、

支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

- 7 第1項の職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、支給単位期間又は別に定める通勤手当の区分に応じ定める当該各期間（以下「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、当該支給単位期間等に係る通勤手当は、支給することができない。

（単身赴任手当）

**第21条** 事務所を異にする異動に伴い、住居を移転し、次の各号に掲げるやむを得ない事情により、同居している配偶者と別居することとなった職員で、当該異動直前の住居から当該異動の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して次項に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して次項に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 一 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。
  - 二 配偶者が学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること。
  - 三 配偶者が引き続き就業すること。
  - 四 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅（理事長の定めるこれに準ずる住宅を含む。）を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。
  - 五 配偶者が職員と同居できないと認められる前各号に類する事情
- 2 前項の次項に定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。
- 一 別に定めるところにより算定した通勤距離が60キロメートル以上であること。
  - 二 別に定めるところにより算定した通勤距離が60キロメートル未満である場合で、通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から前号に相当する程度に通勤が困難であると認められること。
- 3 単身赴任手当の月額は、26,000円（最も経済的かつ合理的と認める通常の交通の経路及び方法により算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に、58,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。
- 4 給与法適用職員等であった者から引き続き第6条第1項の俸給表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、第1項各号に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して第2項に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前三項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

（特殊勤務手当）

**第22条** 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別な配慮を必要とし、かつ、その特殊性を俸給で考慮することが適当でないものとして帆船である練習船に乗り組む職員が当該練習船のマスト、ヤードその他水面上15メートル以上の箇所では操帆作業に従事した場合は、当該職員には、特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の額は、前項の規定による作業に従事した日1日につき370円（当該作業が水面上30メートル以上の箇所で行われたときは、520円）とする。ただし、作業に従事した時間が1日について3時間に満たない場合におけるその日の当該手当の額は、それぞれその額に100分の60を乗じて得た額とする。

（給与の減額）

**第23条** 職員が勤務しないときは、陸上就業規則第16条第2号若しくは海上就業規則第32条第2号に規定する祝日法による休日（陸上就業規則第19条又は海上就業規則第36条の規定により振替休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる振替休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は陸上就業規則第16条第3号若しくは海上就業規則第32条第3号に規定する年末年始の休日（陸上就業規則第19条又は海上就業規則第36条の規定により振替休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる振替休日。以下「年末年始の休日等」という。）である場合、陸上就業規則第25条又は海上就業規則第41条に規定する休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第33条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（俸給の半減）

**第23条の2** 前条の規定にかかわらず、職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷（派遣職員の派遣先の業務上の負傷及び通勤による負傷を含む。）を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病（派遣職員の派遣先の業務上の疾病及び通勤による疾病を含む。）を除く。以下この条において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置（陸上就業規則第68条第1項及び第69条第2項又は海上就業規則第95条及び第96条第2項に規定する就業禁止の措置に限る。）により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、俸給の半額を減ずる。

2 前項の引き続き勤務しない期間には、病気休暇等（次に掲げる場合における病気休暇（以下「生理休暇等」という。）以外の病気休暇又は前項に規定する就業禁止の措置をいう。以下同じ。）の日（1日の勤務時間の一部を病気休暇等により勤務しない日を含む。）のほか、当該療養期間中の週休日（陸上就業規則第16条第1号又は海上就業規則第32条第1号に規定する週休日をいう。以下同じ。）、給与規程第23条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等、陸上就業規則第25条又は海上就業規則第41条に規定する年次休暇及び特別休暇等（1日の勤務時間の一部を勤務しない日を含み、生理休暇等の日その他の理事長が定める日を除く。）が含まれるものとする。

一 生理日の就業が著しく困難な場合

- 二 業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（労働者災害補償保険法第7条第2項及び同条第3項に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかった場合
  - 三 陸上就業規則第67条第3項又は海上就業規則第93条第2項の規定により措置を受けた場合
- 3 前項の理事長が定める日は、次に掲げる日とする。
- 一 生理休暇等に係る負傷又は疾病に係る療養期間中の週休日、給与規程第23条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等、その他この条に規定する病気休暇等の日以外の勤務しない日
  - 二 1日の勤務時間の一部に陸上就業規則第28条第2項又は海上就業規則第45条第2項に規定する育児時間等がある日であって、当該勤務時間のうち、当該育児時間等以外の勤務時間のすべてを勤務した日
- 4 前項第1号の病気休暇等の日以外の勤務しない日には、年次休暇又は特別休暇を使用した日等が含まれ、また、1日の勤務時間の一部を勤務しない日が含まれるものとする。
- 5 一の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いている場合においては、当該病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日（一回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを病気休暇等により勤務しなかった日に限る。次項において同じ。）につき、俸給の半額を減ずる。
- 6 一の負傷又は疾病が治癒し、他の負傷又は疾病による病気休暇等が引き続いている場合においては、当初の病気休暇等の開始の日から起算して90日の引き続き勤務しない期間を経過した後の引き続き勤務しない期間における病気休暇等の日につき、俸給の半額を減ずる。
- 7 前二項の規定の適用については、生理休暇等の期間（生理休暇等に係る負傷又は疾病に係る療養期間中の週休日、休日等その他の病気休暇等の期間以外の勤務しない期間を含む。）、その他の理事長が定める期間の前後の勤務しない期間は、引き続いているものとする。
- 8 前項の理事長の定める期間は、引き続き勤務しない期間が8日以上（当該期間における週休日及び休日等以外の日の日数が4日以上である期間に限る。）にわたる職員（前項の規定により勤務しない期間が引き続いているものとされる職員を含む。）が、引き続き勤務しない期間の末日の翌日から陸上就業規則第28条第2項又は海上就業規則第45条第2項に規定する実勤務日数が20日に達する日までの間に再度勤務しないこととなった場合における当該引き続き勤務しない期間の末日の翌日から当該再度勤務しないこととなった期間の初日の前日までの期間とする。
- 9 前項の「引き続き勤務しない」には、生理休暇等の期間で第7項の規定により勤務しない期間が引き続いているものとされる場合は含まれないものとする。

（陸上職員の超過勤務手当）

**第24条** 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた陸上職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第33条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じて、それぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で別に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

一 正規の勤務時間が割り振られた日（第26条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務

二 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 継続雇用短時間勤務職員が正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で別に定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

（船員の超過勤務手当）

**第25条** 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた船員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第33条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の130から100分の155までの範囲内で別に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

一 正規の勤務時間が割り振られた日（第27条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。）における勤務

二 前号に掲げる勤務以外の勤務

（陸上職員の休日給）

**第26条** 陸上就業規則第16条に規定する休日（陸上就業規則第19条の規定により振替休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した陸上職員にあっては、当該休日に代わる振替休日）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた陸上職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第33条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日給として支給する。

2 休日に勤務した場合にあって、振替休日を与えたときは、前項の規定にかかわらず、休日給は支給しない。ただし、その振替休日が、陸上就業規則第19条第2項の規定により指定された場合には、当該休日の正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第33条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の35を乗じて得た額を休日給として支給する。

（船員の休日給）

**第27条** 海上就業規則第32条第2号又は第3号に規定する休日（海上就業規則第36条の規定により振替休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した船員にあっては、当該休日に代わる振替休日）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた船員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第33条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の140を乗じて得た額を休日給として支給する。

2 海上就業規則第32条第2号又は第3号に規定する休日に勤務した場合にあって、振替休日を与えたときは、前項の規定にかかわらず、休日給は支給しない。ただし、その振替休日が、海上就業規則第36条第2項の規定により指定された場合には、当該休日の正規の勤務時間中に勤務した全

時間に対して、勤務1時間につき、第33条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の40を乗じて得た額を休日給として支給する。

(船員の補償休日の報酬)

**第28条** 船員法第63条に基づいて、海上就業規則第35条第1項に規定する補償休日を与えるべき船員が、当該補償休日を与えられる前に解雇され、又は退職したときは、その者に与えるべき補償休日の日数に応じ、第33条に規定する勤務1時間当たりの給与額に8を乗じて得た額に100分の140を乗じて得た額を支給する。

(船員の有給休暇中の報酬)

**第29条** 船員法第78条第2項に基づいて、有給休暇を請求することができる船員が有給休暇を与えられる前に解雇され、又は退職したときは、その者に与うべき有給休暇の日数に応じ別に定める給料、手当及び食費を支給する。

(船員の食料金)

**第30条** 船員法第78条第1項に基づいて、予備船員が有給休暇を受ける場合は、当該有給休暇の日数に応じ独立行政法人航海訓練所船員等職務旅費支給規程(平成13年訓練所規程第14号)別表第2に規定する船員食卓料を食料金として支給する。

(夜勤手当)

**第31条** 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた船員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第33条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

2 特定管理職員が午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した場合には、勤務1時間につき、第33条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を夜勤手当として支給する。

(端数計算)

**第32条** 第23条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び第24条から前条までの規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、休日給又は夜勤手当の額を算出する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

**第33条** 第23条から第29条まで及び第31条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を1年間における1月平均勤務時間数で除して得た額とする。

(管理職員特別勤務手当)

**第34条** 特定管理職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により陸上就業規則第16条第1号及び第19条若しくは海上就業規則第32条第1号及び第36条の規定に基づく休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、次の各号に掲げる特定管理職

員の職務に係る第15条第2項に定める表の区分欄に掲げる区分に応じ、それぞれ次の各号に定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務にあつては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額とする。

- 一 1種 12,000円
- 二 2種 10,000円
- 三 3種 8,500円

(諸手当等の支給日)

**第35条** 俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当は、その月の俸給の支給定日に支給する。ただし、俸給の支給定日までに扶養手当、住居手当及び単身赴任手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

2 特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、食料金、夜勤手当及び管理職員特別勤務手当は、月の一日から末日までを一期間として計算し、その期間に係るものを翌月の俸給の支給定日に支給する。ただし、交通不便により勤務時間の報告が遅れる場合等で、その日において支給することができないときは、その日後に支給することができる。

3 通勤手当は、支給単位期間等に係る最初の月の俸給の支給定日に支給する。ただし、俸給の支給定日までに通勤手当に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給することができる。

(期末手当)

**第36条** 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第38条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の次項において定める日（以下この条から第38条までにおいてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第42条第8項の規定の適用を受ける職員及び別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の支給日は、次の表の基準日欄に掲げる基準日の別に応じて、それぞれ支給日欄に定める日とする。ただし、支給日欄に定める日が日曜日に当たるときはその前々日とし、同欄に定める日が土曜日に当たるときはその前日とする。

基準日	支給日
6月1日	6月30日
12月1日	12月10日

3 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額（行政職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、俸給の特別調整額に係る区分が1種又は2種の職務にある職員のうち次の各号に掲げる職員（休職にされている職員のうち第42条第1項に該当する職員以外の職員及び陸上就業規則第55条の規定により派遣される職員（以下、この規程において「派遣職員」という。）を除く。）以外の職員を除く。第3



9条及び附則（平成22年訓練所規程第8号）第5条第8項において「特定幹部職員」という。）にあつては、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 行政職俸給表の適用を受ける職員のうち、職務の級が7級以上の職員
- 二 海技職俸給表（一）の適用を受ける職員のうち、職務の級が6級以上の職員
- 三 教育職俸給表の適用を受ける職員のうち、職務の級が4級以上の職員

在 職 期 間	割 合
6 箇月	1 0 0 分の 1 0 0
5 箇月以上 6 箇月未満	1 0 0 分の 8 0
3 箇月以上 5 箇月未満	1 0 0 分の 6 0
3 箇月未満	1 0 0 分の 3 0

- 4 前項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、別に定める。
- 5 継続雇用職員に対する第3項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」とする。
- 6 第3項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。この場合において、有給休暇を受けている予備船員にあつては、基準日に適用されている俸給表及び職務の級に応じて、別に定める調整基本額にその者が予備船員となる直前に適用されていた第14条第2項の調整数を乗じて得た額を算入する。
- 7 行政職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同俸給表以外の各俸給表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各俸給表につき次の表1の職員欄に掲げる職員（行政職俸給表の適用を受ける職員を除く。）については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して次の表1に定める加算割合を乗じて得た額（次の表2の職員欄に掲げる管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に俸給月額に次の表2に定める管理職加算割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第3項の期末手当基礎額とする。

表 1

俸 給 表	職 員	加 算 割 合
行政職俸給表	職務の級が8級以上の職員	1 0 0 分の 2 0
海技職俸給表（一）	職務の級が7級の職員	
行政職俸給表	職務の級が7級及び6級の職員	1 0 0 分の 1 5
海技職俸給表（一）	職務の級が6級の職員	
教育職俸給表	職務の級が4級の職員	1 0 0 分の 1 0
行政職俸給表	職務の級が5級及び4級の職員	
技能職俸給表	職務の級が5級の職員	

海技職俸給表（一）	職務の級が5級及び4級の職員	100分の5
海技職俸給表（二）	職務の級が6級の職員	
教育職俸給表	職務の級が3級及び2級の職員	
医療職俸給表	職務の級が2級の職員	
行政職俸給表	職務の級が3級の職員	
技能職俸給表	職務の級が4級及び3級の職員 (別に定める職員に限る。)	
海技職俸給表（一）	職務の級が3級の職員	
海技職俸給表（二）	職務の級が5級及び4級の職員	
教育職俸給表	職務の級が1級の職員（基準日現在の経験年数が5年（修士課程修了）以上の職員に限る。)	
医療職俸給表	職務の級が1級の職員（基準日現在の経験年数が5年（新大6卒）以上の職員に限る。)	

表2

俸給表	職員	管理職加算割合
行政職俸給表	俸給の特別調整額が1種で職務の級が8級以上の職員	100分の25
海技職俸給表（一）	俸給の特別調整額が1種で職務の級が7級及び6級の職員	100分の15
	俸給の特別調整額が2種で職務の級が7級及び6級の職員	
教育職俸給表	俸給の特別調整額が2種で職務の級が4級の職員	100分の10
	俸給の特別調整額が3種で職務の級が4級の職員	

8 第3項の期末手当基礎額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(期末手当の不支給)

**第37条** 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- 一 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に陸上就業規則第59条又は海上就業規則第78条の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
- 二 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた者

三 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた者

（期末手当の一時差止処分）

**第38条** 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

二 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、航海訓練所の業務に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき

2 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合について、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

二 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

三 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものでない。

4 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

（勤勉手当）

**第39条** 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の次項において定める支給日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の支給日は、次の表の基準日欄に掲げる基準日の別に応じて、それぞれ支給日欄に定める日とする。ただし、支給日欄に定める日が日曜日に当たるときはその前々日とし、同欄に定める

日が土曜日に当たるときはその前日とする。

基準日	支給日
6月1日	6月30日
12月1日	12月10日

3 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち継続雇用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の75（特定幹部職員にあっては、100分の95）を乗じて得た額の総額

二 前項の職員のうち継続雇用職員 当該継続雇用職員の勤勉手当基礎額に100分の35を乗じて得た額の総額

4 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき俸給の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額とする。この場合において、有給休暇を受けている予備船員については、第36条第6項後段の規定を準用する。

5 第36条第7項の規定は、第3項の勤勉手当基礎額に準用する。この場合において、同条第7項中「前項」とあるのは、「第39条第4項」と読み替えるものとする。

6 前二条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第37条中「前条第1項」とあるのは「第39条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第39条第1項に規定する基準日をいう。以下この条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同条第2項に規定する支給日をいう。以下この条において同じ。）」と読み替えるものとする。

7 第3項の勤勉手当基礎額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。  
(特定の職員についての適用除外)

**第40条** 第24条から第30条までの規定は、特定管理職員には適用しない。

2 第15条から第17条まで、第18条第3項及び第4項並びに第19条の規定は、継続雇用職員には適用しない。  
(非常勤職員の給与)

**第41条** 常勤を要しない職員（継続雇用短時間勤務職員を除く。）は、常勤の職員の給与との均衡を考慮し、予算の範囲内で、給与を支給する。  
(休職者の給与)

**第42条** 職員が業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病（派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病を含む。）により、陸上就業規則第45条第1号又は海上就業規則第64条第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、

単身赴任手当、期末手当及び勤勉手当の全額を支給する。ただし、勤勉手当については、勤務期間が皆無の場合は支給しない。

- 2 職員が結核性疾患にかかり陸上就業規則第45条第2号又は海上就業規則第64条第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 3 職員が前二項以外の心身の故障により陸上就業規則第45条第2号又は海上就業規則第64条第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 4 職員が陸上就業規則第45条第3号又は海上就業規則第64条第3号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 職員が陸上就業規則第45条第4号、第5号若しくは第7号又は海上就業規則第64条第4号、第5号若しくは第7号に掲げる事由の一に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。ただし、陸上就業規則第45条第5号又は海上就業規則第64条第5号の規定に該当して休職にされた場合で、当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害により職員が業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病（派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病を含む。）又は官民人事交流法第8条第2項に規定する交流派遣職員の派遣先企業の業務上の負傷若しくは疾病若しくは労災保険法第7条第2項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を受けたと認められるときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。
- 6 前項ただし書に規定する場合において、船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船員である職員に係る行方不明補償が行われるときは、その補償の行われている期間、前項のただし書に定める期末手当以外の俸給、扶養手当、地域手当及び住居手当は支給しない。
- 7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第36条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により別に定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、別に定める職員については、この限りでない。
- 8 前項の規定を受ける職員の期末手当の支給については、第37条及び第38条の規定を準用する。この場合において、第37条中「前条第1項」とあるのは、「第42条第8項」と読み替えるものとする。
- 9 第2項から第5項までの規定による俸給及び調整手当の月額に1円未満の端数があるときは、それぞれの端数を切り捨てた額をもって当該給与の月額とする。

（派遣職員の給与）

**第43条** 職員が陸上就業規則第55条及び海上就業規則第74条の規定により派遣される場合の給

与は、その派遣期間中、俸給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当（以下この条において「俸給等」という。）のそれぞれ100分の70を支給する。ただし、派遣職員の派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が低いと理事長が認めるときは、俸給等のそれぞれ100分の70を超え100分の100以内を支給することができる。

（復職時等における号俸の調整）

**第44条** 休職にされ、若しくは陸上就業規則第45条第6号又は海上就業規則第64条第6号に規定する許可（以下この条において「専従許可」という。）を受けた職員が復職し、派遣職員が職務に復帰し、又は休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、専従許可の有効期間、派遣期間又は休暇の期間（以下「休職等の期間」という。）を別に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、職務に復帰し、若しくは再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に別に定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

**第45条** 削除

（非常時払）

**第46条** 職員が、職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために俸給を請求した場合には、給与期間中俸給の支給定日前であっても、既往の勤務に対する俸給を日割計算により支給するものとする。

2 職員が前項に規定する非常の場合の費用に充てるために俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当（以下この項において「俸給の特別調整額等」という。）を請求した場合には、既往の勤務に対する俸給の特別調整額等を日割計算により支給するものとする。ただし、扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当においては、事実が確認されている場合のみ支給するものとする。

3 職員が第1項に規定する非常の場合の費用に充てるために特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当及び管理職員特別勤務手当（以下この項において「特殊勤務手当等」という。）を請求した場合には、第32条第2項本文の規定にかかわらず、既往の勤務に対する特殊勤務手当等を支給するものとする。

（給与簿）

**第47条** 理事長は、職員ごとに給与簿を作成し、給与は給与簿に基づいて支払うものとする。

2 前項の規定による給与簿は、勤務時間報告書、職員別給与簿及び基準給与簿からなるものとする。

（実施に関して必要な事項）

**第48条** この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

（施行期日）

**第1条** この規程は、平成13年4月1日から施行する。

（俸給の半減）

**第2条** 削除

(特例一時金)

**第3条** 削除

(経過措置)

**第4条** 航海訓練所の成立の日において給与法の適用を受ける職員である者（以下「給与法適用職員」という。）から引き続き職員となったもの（以下「引継職員」という。）の給与法適用職員としての引き続いた勤務期間は、職員としての勤務期間とみなす。

2 引継職員が、職員となった日の前日までの間に給与法適用職員として病気休暇及び休職を受けた期間がある場合は、その期間は、職員として受けた期間とみなす。

3 引継職員が、職員となった日の前日までの間に給与法適用職員として人事院規則17-2（職員団体のための職員の行為）第6条第1項の短期従事の許可を受けた日数がある場合は、その日数は、職員として受けた日数とみなす。

**附 則**（平成13年11月21日訓練所規程第101号）

この規程は、平成13年11月21日から施行し、改正後の独立行政法人航海訓練所職員給与規程の規定は、平成13年4月1日から適用する。

**附 則**（平成14年11月27日訓練所規程第6号）

(施行期日)

**第1条** この規程は、平成14年12月1日から施行する。ただし、第12条、第36条、第39条、第44条、附則第5条及び附則第6条は平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

**第2条** 前条の規定にかかわらず、平成14年12月1日から平成15年3月31日の間は、第36条第1項中「、6月1日」とあるのは「、3月1日、6月1日」と、同条第2項の表中

基準日	支給日	とあるのは	基準日	支給日
6月1日	6月30日		3月1日	3月15日
			6月1日	6月30日

と、同条第3項中「期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては」とあるのは「期末手当基礎額に、3月に支給する場合においては100分の20、6月に支給する場合においては」「100分の155」とあるのは「100分の145」と、「100分の170」とあるのは「100分の185」と、「にあっては、6月に支給する場合においては」とあるのは「にあっては、3月に支給する場合においては100分の20、6月に支給する場合においては」と、「100分の135」とあるのは「100分の125」と、「100分の150」とあるのは「100分の165」と、「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内（基準日が12月1日であるときは、6箇月以内）」と、同項の表中

在職期間	割合	とあるのは
6箇月	100分の100	
5箇月以上6箇月未満	100分の80	
3箇月以上5箇月未満	100分の60	
3箇月未満	100分の30	

在 職 期 間		割 合
基準日が3月1日又は6月1日である場合	基準日が12月1日である場合	
3箇月	6箇月	100分の100
2箇月15日以上 3箇月未満	5箇月以上6箇月 未満	100分の80
1箇月15日以上 2箇月15日未満	3箇月以上5箇月 未満	100分の60
1箇月15日未満	3箇月未満	100分の30

と、同条第5項中「6箇月以内」

とあるのは「3箇月以内（基準日が12月1日であるときは、6箇月以内）」と、同条第6項中「100分の155」とあるのは「100分の85」と、「100分の170」とあるのは「100分の90」と、「100分の135」とあるのは「100分の75」と、「100分の150」とあるのは「100分の80」とあるのは「100分の145」とあるのは「100分の70」と、「100分の185」とあるのは「100分の95」と、「100分の125」とあるのは「100分の60」と、「100分の165」とあるのは「100分の85」とする。

**第3条** 別表第1から別表第6までを次のように改める。

（平成14年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

**第4条** 平成14年12月に支給する期末手当の額は、改正後の第36条第3項、第7項及び第8項若しくは第42条第1項から第3項まで、第5項若しくは第8項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額（同号に掲げる額が第1号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額）とする。この場合において、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

一 平成14年12月1日（期末手当について改正後の第36条第1項後段又は第42条第8項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し又は死亡した日。以下この号において「基準日」という。）まで引き続いて在職した期間で同年1月1日から施行日の前日までのもの（当該引き続いて在職した期間以外の在職した期間で同月1日から施行日の前日までのものであって、それ以後の基準日までの期間における任用の事情を考慮して別に定めるものを含む。次号において「継続在職期間」という。）について支給される給与のうち俸給、初任給調整手当及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与（次号において「俸給等」という。）の額の合計額

二 継続在職期間について改正後の規定による俸給月額（別表第1から別表第6までの俸給表に定める職務の級における最高の号俸を超える俸給月額を受けていた期間がある職員にあっては、当該期間について別に定める俸給月額）並びに改正後の規定による初任給調整手当及び扶養手当の額により算定した場合の俸給等の額の合計額



(平成15年6月に支給する期末手当に関する経過措置)

**第5条** 平成15年6月に支給する期末手当の第36条第3項の規定の適用については、この規定中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」と、同項の表中「6箇月」とあるのは「3箇月」と、「5箇月以上6箇月未満」とあるのは「2箇月以上3箇月未満」と、「3箇月以上5箇月未満」とあるのは「1箇月15日以上2箇月15日未満」と、「3箇月未満」とあるのは「1箇月15日未満」とする。

(平成15年6月に支給する育児休業職員の期末手当に関する経過措置)

**第6条** 平成15年6月1日に育児休業をしている職員の同日に係る期末手当の第44条第1項第2号の規定の適用については、この規定中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」とする。

**附 則** (平成15年10月28日訓練所規程第7号)

(施行期日)

**第1条** この規程は、平成15年11月1日から施行する。

(経過措置)

**第2条** 前条の規定にかかわらず、平成15年12月に支給する期末手当は、第36条第3項中「100分の160」とあるのは「100分の145」と、「100分の140を」とあるのは「100分の125を」と、同条第6項中「100分の75」とあるのは「100分の65」と、「100分の85」とあるのは「100分の75」とする。

(平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

**第3条** 平成15年12月に支給する期末手当の額は、改正後の第36条第3項(同条第6項を含む。)、第7項及び第8項若しくは第42条第1項から第3項まで、第5項若しくは第8項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(別に定める職員にあっては、第1号に掲げる額。以下「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- 一 平成15年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者(同年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して別に定めるものを除く。))にあっては、新たに職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち別に定める日)において職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当(第21条第3項に規定する別に定める額を除く。)の月額合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他の別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

- 二 平成15年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の1.07を乗じて得た額

**第4条** 平成15年4月1日から同年12月1日までの間において別に定める者であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して別に定めるものに関する前条の規定の適用につ

いては、同条中「次に掲げる額」とあるのは「別に定める者との権衡を考慮して別に定める額」と、「第1号に掲げる額」とあるのは「第1号に掲げる額及び当該別に定める額の合計額」とする。

**附 則**（平成16年4月1日訓練所規程第3号）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

**附 則**（平成17年5月31日訓練所規程第6号）

この規程は、平成17年6月1日から施行する。

**附 則**（平成17年11月30日訓練所規程第19号）

（施行期日）

**第1条** この規程は、平成17年12月1日から施行する。

（平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

**第2条** 平成17年12月に支給する期末手当の額は、改正後の第36条第3項及び第6項から第8項まで、第42条第1項から第3項まで、第5項若しくは第8項又は第45条第1項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（別に定める職員にあっては、第1号に掲げる額。以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成17年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者（同年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して別に定めるものを除く。）にあっては、その新たに職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち別に定める日））において職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当、及び単身赴任手当（第21条第3項に規定する別に定める額を除く。）の月額合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間その他の別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

二 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.36を乗じて得た額

**第3条** 平成17年4月1日から同年12月1日までの間において別に定める者であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して別に定めるものに関する前条の規定の適用については、同条中「次に掲げる額」とあるのは「別に定める者との権衡を考慮して別に定める額」と、「第1号に掲げる額」とあるのは「第1号に掲げる額及び当該別に定める額の合計額」とする。

**附 則**（平成18年3月31日訓練所規程第30号）

（施行期日）

**第1条** この規程は、平成18年4月1日から施行する。

（特定の職務の級の切替え）

**第2条** 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表に掲げられている職務の級であった職員の切替日における

職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

（号俸の切替え）

**第3条** 職員の切替日における号俸は別に定めるところによる。

（俸給の切替えに伴う経過措置）

**第4条** 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（独立行政法人航海訓練所職員給与規程の一部を改正する規程（平成21年訓練所規程第6号）の施行の日（以下この条及び次条において「基準日」という。）において、同規程附則第3条第1項第1号に規定する減額改定対象職員（以下この条及び次条において「減額改定対象職員」という。）である者にあつては、当該俸給月額に100分の99.1を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（別に定める職員を除く。）には、平成26年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（附則（平成22年訓練所規程第8号）第5条の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員（陸上就業規則第54条及び海上就業規則第73条の規定により採用された職員を除く。）のうち、その職務の級が附則（平成22年訓練所規程第8号）第5条の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。

2 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。

3 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前二項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前二項の規定に準じて、俸給を支給する。

（俸給の調整額の経過措置）

**第5条** 第14条の規定により俸給の調整を行う職務を占める職員（次項において「俸給の調整額適用職員」という。）のうち、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、この規程による改正後の第14条の規定による俸給の調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額（継続雇用短時間勤務職員にあつては、その額に別に定められたその者の勤務時間を陸上就業規則第13条に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を俸給の調整額として支給する。

一 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の100

二 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の75

三 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の50

四 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の25

2 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額

をいう。

- 一 この規則の施行の日（以下この項において「施行日」という。）の前日から引き続き俸給の調整額適用職員（第3号に該当する職員を除く。）である職員 同日にその者に適用されていた調整基本額（基準日において、減額改定対象職員である者にあつては、当該調整基本額に100分の99.76を乗じて得た額）
- 二 施行日以後に新たに俸給の調整額適用職員となった職員（次号に該当する職員及び施行日以後に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員を除く。） 施行日の前日に新たに俸給の調整額適用職員になったとした場合に改正前の給与規程により同日にその者に適用されることとなる俸給表、職務の級及び号俸を基礎として改正前の第14条の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額（基準日において、減額改定対象職員である者にあつては、当該調整基本額に100分の99.76を乗じて得た額）
- 三 施行日以後に俸給表の適用を異にする異動その他別に定めるこれに準ずる異動（以下「俸給表の適用を異にする異動等」という。）をした職員（施行日以後に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員を除く。） 施行日の前日に当該異動することとなったとした場合（俸給表の適用を異にする異動等をする事となった日以後に新たに俸給の調整額適用職員となった者にあつては、施行日の前日に新たに俸給の調整額適用職員となり、同日に俸給表の適用を異にする異動等をする事となったとした場合。以下この号において同じ。）に同日にその者に適用されることとなる俸給表、職務の級及び号俸を基礎として改正前の第14条の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額（基準日において、減額改定対象職員である者（施行日の前日に俸給表の適用を異にする異動等をした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなる者を含む。）にあつては、当該調整基本額に100分の99.76を乗じて得た額）
- 四 施行日以後に、俸給表の適用を受けない国家公務員、地方公務員その他別に定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により新たに俸給表の適用を受けることとなった職員 当該職員が施行日の前日に俸給表の適用を受ける職員であったものとみなして前2号の規定を適用した場合の額

（地域手当の支給割合の経過措置）

**第6条** 平成19年3月31日までの間における第18条の適用については、同条第2項第1号中、神奈川県横浜市「100分の12」とあるのは「100分の11」とする。

附則別表

職務の級の切替表（附則第2条関係）

俸給表	旧級	新級
行政職俸給表	1級	1級
	2級	
	3級	2級
	4級	3級
	5級	

	6 級	4 級
	7 級	5 級
	8 級	6 級
	9 級	7 級
	10 級	8 級
	11 級	9 級 10 級
技能職俸給表	3 級	3 級
	4 級	
	5 級	4 級
	6 級	5 級

**附 則**（平成19年3月26日訓練所規程第2号）

（施行期日）

**第1条** この規程は、平成19年4月1日から施行する。

（俸給の特別調整額の定額化に伴う経過措置）

**第2条** 第15条の規定により俸給の特別調整を行う職務を占める職員のうち、この規程による改正後の第15条の規定による俸給の特別調整額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、当該俸給の特別調整額のほか、当該俸給の特別調整額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を俸給の特別調整額として支給する。

- 一 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
- 二 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
- 三 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
- 四 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

2 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

- 一 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に適用されていた俸給表と同一の俸給表の適用を受ける職員（以下「同一俸給表適用職員」という。）であって、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、俸給の特別調整額適用職員（同日において俸給の特別調整を行う職務を占めていた職員であって施行日以後に当該職務に相当する職務を占めるものをいう。以下各号において同じ。） 同日にその者が受けていた俸給の特別調整額（独立行政法人航海訓練所職員給与規程の一部を改正する規程（平成22年訓練所規程第8号）の施行の日（以下「基準日」という。）において、同規程附則第3条第1項第1号に規定する減額改定対象職員（以下「減額改定対象職員」という。）である者にあつては、当該俸給の特別調整額に100分の99.59（附則（平成22年訓練所規程第8号）第5条の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に100分の98.5）を乗じて得た額）

二 同一俸給表適用職員であつて、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するもののうち、俸給の特別調整額適用職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる俸給の特別調整額（基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該俸給の特別調整額に100分の99.59（附則（平成22年訓練所規程第8号）第5条の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に100分の98.5）を乗じて得た額）

三 施行日以後に俸給表の適用を異にする異動をした職員（施行日以後に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員を除く。） 施行日の前日に当該異動をしたものとして前各号の規定によるものとした場合の額

四 前各号に掲げる職員のほか、施行日以後に国家公務員等から人事交流等により引き続き新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びこの規程の施行の日の前日前の日に俸給の特別調整を行う職務を占めていた職員であつて、施行日の前日に俸給の特別調整を行う職務を占めていない職員その他特別の事情があると認められる職員のうち、部内の他の職員との均衡を考慮して前各号に掲げる職員に準ずるものとして認められる職員 前各号の規定に準じて理事長が定める額

**附 則**（平成19年9月28日訓練所規程第2号）

（施行期日）

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

**附 則**（平成19年11月30日訓練所規程第12号）

（施行期日等）

**第1条** この規程は、平成19年11月30日から施行する。ただし、第39条第3項第1号の改正規定は、平成20年4月1日から施行する。

**第2条** この規程（前条ただし書きに規定する改正規定を除く。）による改正後の独立行政法人航海訓練所職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）の規定は、平成19年4月1日から適用する。

（平成19年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

**第3条** 平成19年12月に支給する勤勉手当に関する改正前の独立行政法人航海訓練所職員給与規程（以下「改正前の給与規程」という。）第39条第3項第1号の規定の適用については、同号中「100分の72.5」とあるのは、「100分の77.5」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の97.5」とする。

（給与の内払）

**第4条** 改正後の給与規程の規定を適用する場合には、改正前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

**附 則**（平成21年1月20日訓練所規程第24号）

この規程は、平成21年1月20日から施行する。

**附 則**（平成21年3月30日訓練所規程第37号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

**附 則**（平成21年5月29日訓練所規程第2号）

(施行期日)

**第1条** この規程は、平成21年5月29日から施行する。

(平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

**第2条** 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第36条第3項及び第5項並びに第39条第3項の規定の適用については、第36条第3項中「100分の140、」とあるのは「100分の125、」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、同条第5項中「「100分の140」とあるのは「100分の75」」とあるのは「「100分の125」とあるのは「「100分の70」」と、「「100分の120」とあるのは「100分の65」」とあるのは「「100分の110」とあるのは「100分の60」」と、第39条第3項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」とする。

**附 則** (平成21年11月30日訓練所規程第6号)

(施行期日)

**第1条** この規程は、平成21年12月1日から施行する。

(期末手当及び勤勉手当の支給割合の経過措置)

**第2条** 平成22年3月31日までの間における第36条第3項及び第5項並びに第39条第3項の適用については、第36条第3項中「100分の130」とあるのは「100分の125」と、同条第5項中「100分の85」とあるのは「100分の80」と、第39条第3項第1号中「100分の90」とあるのは「100分の95」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の40」とする。

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

**第3条** 平成21年12月に支給する期末手当の額は、第36条第3項、第6項及び第7項若しくは第42条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項又は第43条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの、医療職俸給表の適用を受ける職員からこれらの職員以外の職員（以下「減額改定対象職員」という。）となった者（同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して別に定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち別に定める日））において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当（第21条第3項に規定する別に定める額を除く。）の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間

を考慮して別に定める月数を減じた月数) を乗じて得た額

俸 給 表	職務の級	号 俸
行政職俸給表	1 級	1号俸から56号俸まで
	2 級	1号俸から24号俸まで
	3 級	1号俸から 8号俸まで
技能職俸給表	1 級	1号俸から68号俸まで
	2 級	1号俸から32号俸まで
海技職俸給表 (一)	1 級	1号俸から52号俸まで
	2 級	1号俸から32号俸まで
	3 級	1号俸から 8号俸まで
海技職俸給表 (二)	1 級	1号俸から64号俸まで
	2 級	1号俸から44号俸まで
教育職俸給表	1 級	1号俸から32号俸まで
	2 級	1号俸から12号俸まで

二 平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して別に定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額

**附 則**（平成22年11月30日訓練所規程第8号）

（施行期日）

**第1条** この規程は、平成22年12月1日から施行する。

（期末手当及び勤勉手当の支給割合の経過措置）

**第2条** 平成23年3月31日までの間における第36条第3項及び第39条第3項の適用については、第36条第3項中「100分の137.5」とあるのは「100分の135」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の115」と、第39条第3項第1号中「100分の67.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の 87.5」とあるのは「100分の85」と、同項第2号中「100分の32.5」とあるのは「100分の30」とする。

（平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

**第3条** 平成22年12月に支給する期末手当の額は、第36条第3項、第6項及び第7項若しくは第42条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項又は第43条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの、医療職俸給表の適用を受ける職員からこれらの職員以外の職員（以下「減額改定対象職員」という。）となった者（同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して別に定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となった



日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち別に定める日）において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当（第21条第3項に規定する別に定める額を除く。）の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、俸給を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号 俸
行政職俸給表	1級	1号俸から93号俸まで
	2級	1号俸から64号俸まで
	3級	1号俸から48号俸まで
	4級	1号俸から32号俸まで
	5級	1号俸から24号俸まで
	6級	1号俸から16号俸まで
	7級	1号俸から 4号俸まで
技能職俸給表	1級	1号俸から108号俸まで
	2級	1号俸から72号俸まで
	3級	1号俸から64号俸まで
	4級	1号俸から36号俸まで
	5級	1号俸から20号俸まで
海技職俸給表（一）	1級	1号俸から69号俸まで
	2級	1号俸から69号俸まで
	3級	1号俸から56号俸まで
	4級	1号俸から40号俸まで
	5級	1号俸から28号俸まで
	6級	1号俸から12号俸まで
海技職俸給表（二）	1級	1号俸から85号俸まで
	2級	1号俸から84号俸まで
	3級	1号俸から72号俸まで
	4級	1号俸から60号俸まで
	5級	1号俸から48号俸まで
	6級	1号俸から32号俸まで
教育職俸給表	1級	1号俸から72号俸まで
	2級	1号俸から52号俸まで
	3級	1号俸から40号俸まで
	4級	1号俸から12号俸まで

二 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して別に定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額

（平成23年4月1日における号俸の調整）

**第4条** 平成23年4月1日において43歳に満たない職員（職務の級における最高の号俸を受ける職員を除く。）のうち、平成22年1月1日において第10条の規定により昇給した職員（同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の平成23年4月1日における号俸は、この条の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

（55歳を超える職員の俸給月額減額支給等）

**第5条** 平成30年3月31日までの間、職員（次の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員（継続雇用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号俸がその職務の級における最低の号俸でないものに限る。以下「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一 俸給月額 当該特定職員の俸給月額（当該特定職員が附則第2条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、本条本文の規定により半額を減ぜられた俸給月額。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の俸給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額（当該特定職員が本条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号俸の俸給月額からその半額を減じた額。以下同じ。）に達しない場合（以下「最低号俸に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の俸給月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号俸の俸給月額を減じた額（以下「俸給月額減額基礎額」という。））

二 地域手当 当該特定職員の俸給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、俸給月額減額基礎額に対する地域手当の月額）

三 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額（第36条第7項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額と同項に規定する割合を乗じて得た額（同項に規定する管理又は監督の地位にある職員（以下この項において「管理監督職員」という。）にあっては、その額に、俸給月額と同項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第3項の表以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項の表に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額（同条第7項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額と同項に規定する割合を乗じて得

た額（管理監督職員にあっては、その額に、俸給月額減額基礎額に同項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第3項の表以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項の表に定める割合を乗じて得た額）

四 勤勉手当 それぞれのその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額及びこれらに対する地域手当の月額合計額（第39条第5項において準用する第36条第7項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する割合を乗じて得た額（同項に規定する管理又は監督の地位にある職員（以下この項において「管理監督者」という。）にあっては、その額に、俸給月額に同項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額。）を加算した額。第8項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第39条第3項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき俸給月額減額基礎額及びこれらに対する地域手当の月額合計額（同条第5項において準用する第36条第7項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する割合を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に、俸給月額減額基礎額に同項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。第8項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第39条第3項前段に規定する割合を乗じて得た額）

五 第42条第1項から第5項まで又は第7項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 第42条第1項 前各項に定める額

ロ 第42条第2項又は第3項 第1項から第3項までに定める額に100分の80を乗じて得た額

ハ 第42条第4項 第1項及び第2項に定めるに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 第42条第5項 第1項から第3項までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ホ 第42条第7項 第3項に定める額に100分の80を乗じて得た額（同条第5項の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、同項に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

俸 給 表	職務の級
行政職俸給表	6級
海技職俸給表(一)	6級
教育職俸給表	4級

六 特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における減ずる額の計算その他本条の規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

七 給与が減ぜられて支給される職員についての第23条から第28条までに規定する勤務1時間あたりの給与額は、第33条の規定にかかわらず、本条の規定により算出した給与額から、俸給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間あたりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、俸給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間あたりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

八 本条の規定が適用される間、第39条第3項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で本条の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.125（特定幹部職員にあつては、100分の1.425）を乗じて得た額（最低号俸に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の75（特定幹部職員にあつては、100分の95）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

**附 則**（平成23年2月22日訓練所規程第12号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**（平成23年7月25日訓練所規程第3号）

この規程は、平成23年7月25日から施行し、改正後の独立行政法人航海訓練所職員給与規程の規定は、平成23年4月1日から適用する。

**附 則**（平成24年3月23日訓練所規程第7号）

（施行期日）

**第1条** この規程は、平成24年4月1日から施行する。

（給与規程の特例）

**第2条** 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）においては、第6条第1項各号に掲げる俸給表の適用を受ける職員に対する俸給月額（附則（平成18年訓練所規程第30号）第4条の規定による俸給を含み、当該職員が第23条の2の規定の適用を受ける者である場合にあつては、同条本文の規定により半額を減ぜられた俸給月額（同条の規定による俸給を含む。）をいう。以下同じ。）の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職務の級又は号俸の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸 給 表	職務の級又は号俸	割 合
行政職俸給表	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7級以上	100分の9.77

技能職俸給表	3級以下	100分の4.77
	4級以上	100分の7.77
海技職俸給表(一)	2級以下	100分の4.77
	3級から5級まで	100分の7.77
	6級以上	100分の9.77
海技職俸給表(二)	3級以下	100分の4.77
	4級以上	100分の7.77
教育職俸給表	1級	100分の4.77
	2級及び3級	100分の7.77
	4級以上	100分の9.77
医療職俸給表	1級	100分の4.77
	2級	100分の7.77
	3級以上	100分の9.77

2 特例期間においては、独立行政法人航海訓練所職員給与規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- 一 俸給の特別調整額 当該職員の俸給の特別調整額の月額に100分の10を乗じて得た額
- 二 地域手当 当該職員の俸給月額に対する地域手当の月額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額並びに当該職員の俸給の特別調整額に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額
- 三 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
- 四 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
- 五 第42条第1項から第5項まで並びに第7項又は第43条の規定により支給される給与 当該職員に適用される次のイからホまでに掲げる規定の区分に応じ当該イからホまでに定める額
  - イ 第42条第1項 前項及び前各号に定める額
  - ロ 第42条第2項又は第3項 前項並びに第2号及び第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額
  - ハ 第42条第4項 前項及び第2号に定める額に、同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
  - ニ 第42条第5項又は第43条 前項並びに第2号及び第3号に定める額に、同条第5項又は第43条の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
  - ホ 第42条第7項 第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額（同条第5項及び第43条の規定により給与の支給を受ける職員にあっては、これらの規定に定める額に、これらの規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

3 特例期間においては、第23条から第29条まで及び第31条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第33条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、俸給月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を1年間における1月平均勤務時間数で除して得た額に当該職

員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

- 4 特例期間においては、附則（平成22年訓練所規程第8号）第5条の規定の適用を受ける職員に対する第1項、第2項第2号から第5号まで並びに第3項の規定の適用については、第1項中「、俸給月額に」とあるのは「、俸給月額から附則（平成22年訓練所規程第8号）第5条第1項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第2項第2号中「俸給月額に対する地域手当の月額」とあるのは「俸給月額に対する地域手当の月額から附則（平成22年訓練所規程第8号）第5条第1項第2号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第3号中「期末手当の額」とあるのは「期末手当の額から附則（平成22年訓練所規程第8号）第5条第1項第3号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第4号中「勤勉手当の額」とあるのは「勤勉手当の額から附則（平成22年訓練所規程第8号）第5条第1項第4号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第5号イ中「前項及び前各号」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同号ロ及びニ中「前項並びに第2号及び第3号」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項並びに第2号及び第3号」と、同号ハ中「前項及び第2号」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた前項及び第2号」と、同号ホ中「第3号」とあるのは「第4項の規定により読み替えられた第3号」と、第3項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から附則（平成22年訓練所規程第8号）第5条第1項第7号の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。

（独立行政法人航海訓練所育児休業、介護休業等に関する規程の特例）

- 第3条** 特例期間においては、独立行政法人航海訓練所育児休業、介護休業等に関する規程第19条第6項及び第20条第6項の規定の適用については、同項中「給与規程第33条」とあるのは、「給与規程附則（平成24年訓練所規程第7号）第2条第3項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

（平成24年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 第4条** 平成24年6月に支給する期末手当の額は、第36条第3項、第6項及び第7項若しくは第42条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項若しくは附則（平成22年訓練所規程第8号）第5条、第43条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額から第2条第2項第3号により算定される期末手当の額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- 一 平成23年4月1日（同月2日から平成24年4月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（附則（平成18年訓練所規程第30号）第4条の規定の適用を受けない職員に限る。）、医療職俸給表の適用を受ける職員からこれらの職員以外の職員（以下「減額改定対象職員」という。）となった者）にあつては、その減額改定対象職員となった日において減額改定対象職員が受けるべき俸給、俸給の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当（第21条第3項に規定する別に定める額を除く。）の月額（附則（平成22年訓練所規程第8号）第5条の規定により給与が減ぜられて支給される職員に

あつては、同項の規定により減ぜられることとなる額を差し引いた額)の合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月から平成24年3月までの月数(同年4月1日から平成24年3月31日までの期間において、在職しなかつた期間、俸給を支給されなかつた期間、減額改定対象職員以外の職員であつた期間その他別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

俸給表	職務の級	号俸
行政職俸給表	1級	1号俸から93号俸まで
	2級	1号俸から76号俸まで
	4級	1号俸から44号俸まで
	5級	1号俸から36号俸まで
	6級	1号俸から28号俸まで
	7級	1号俸から16号俸まで
	8級	1号俸から4号俸まで
技能職俸給表	1級	1号俸から121号俸まで
	2級	1号俸から84号俸まで
	3級	1号俸から76号俸まで
	4級	1号俸から48号俸まで
	5級	1号俸から32号俸まで
海技職俸給表(一)	1級	1号俸から69号俸まで
	2級	1号俸から69号俸まで
	3級	1号俸から68号俸まで
	4級	1号俸から52号俸まで
	5級	1号俸から40号俸まで
	6級	1号俸から24号俸まで
海技職俸給表(二)	1級	1号俸から85号俸まで
	2級	1号俸から97号俸まで
	3級	1号俸から84号俸まで
	4級	1号俸から72号俸まで
	5級	1号俸から60号俸まで
	6級	1号俸から44号俸まで
教育職俸給表	1級	1号俸から84号俸まで
	2級	1号俸から64号俸まで
	3級	1号俸から52号俸まで
	4級	1号俸から24号俸まで

二 平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額並びに同年12月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額

(平成24年4月1日、平成25年4月1日及び平成26年4月1日における号俸の調整)

**第5条** 平成24年4月1日において36歳に満たない職員（職務の級における最高の号俸を受ける職員（以下この条において「除外職員」という。）を除く。）のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の第10条の規定による昇給その他の号俸の決定の状況（以下この条において「調査考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成24年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（同日において30歳に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）であって、当該職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員にあつては、2号俸）上位の号俸とする。

2 平成25年4月1日において附則（平成18年訓練所規程第30号）第4条の規定による俸給に関する状況を考慮して別に定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日における号俸の調整状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員であつては、2号俸）上位の号俸とする。

3 平成26年4月1日において附則（平成18年訓練所規程第30号）第4条の規定による俸給に関する状況を考慮して別に定める年齢に満たない職員（同日において除外職員である者を除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項並びに平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして別に定める職員であつては、2号俸）上位の号俸とする。

(端数計算)

**第6条** この規程の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

**附 則**（平成25年12月3日訓練所規程第2号）

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

**附 則**（平成26年12月2日訓練所規程第3号）

(施行期日等)

**第1条** この規程は、平成26年12月2日から施行する。

2 改正後の独立行政法人航海訓練所職員給与規程(以下「改正後の給与規程」という。)の規定は、平成26年4月1日から適用する。ただし、第39条第3項及び附則（平成22年11月30日訓練所規程第8号）第5条第八号の規定は、平成26年12月1日から適用する。



(給与の内払)

**第2条** 改正後の給与規程の規定を適用する場合には、改正前の独立行政法人航海訓練所職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

(平成27年1月1日における昇給に関する特例)

**第3条** 平成27年1月1日における改正後の給与規程第10条第2項の規定の適用については、同項中「4号俸」とあるのは「3号俸」と、「3号俸」とあるのは「2号俸」とする。

**附 則** (平成27年3月5日訓練所規程第8号)

(施行期日等)

**第1条** この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(切替日前の異動者の号俸の調整)

**第2条** 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

**第3条** 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるもの(別に定める職員は除く。)には、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額(附則(平成22年訓練所規程第8号)第5条の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける職員(継続雇用職員を除く。))のうち、その職務の級が同条の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあつては55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を俸給として支給する。

2 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定により俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。

3 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前2項との規定に準じて、俸給を支給する。

**第4条** 前条の規定による俸給を支給される職員に関する給与規程第36条第7項(給与規程第39条第5項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、給与規程第36条第7項中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と給与規程附則(平成27年訓練所規程第8号)第3条の規定による俸給の額との合計額」とする。

別表第1 行政職俸給表（第6条関係）

職員 の 区 分	職務 の 級 号	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	137,600	187,700	223,900	258,300	285,000	315,800	360,100	405,800	456,100	519,400
	2	138,700	189,500	225,500	260,400	287,200	318,000	362,700	408,200	459,200	522,300
	3	139,900	191,300	227,100	262,300	289,500	320,300	365,200	410,700	462,200	525,400
	4	141,000	193,100	228,700	264,400	291,700	322,500	367,800	413,100	465,200	528,500
	5	142,100	194,700	230,300	266,300	293,700	324,800	369,900	415,000	468,200	531,600
	6	143,200	196,500	232,000	268,300	296,000	326,800	372,400	417,300	471,200	533,900
	7	144,300	198,300	233,600	270,400	298,300	329,000	374,800	419,400	474,200	536,400
	8	145,400	200,100	235,200	272,500	300,600	331,200	377,300	421,600	477,300	538,800
	9	146,500	201,800	236,800	274,600	302,700	333,300	379,800	423,600	480,000	541,200
	10	147,900	203,600	238,400	276,600	305,000	335,500	382,500	425,700	483,100	543,000
	11	149,200	205,400	240,000	278,700	307,200	337,600	385,100	427,800	486,100	544,800
	12	150,500	207,200	241,600	280,800	309,500	339,800	387,800	429,900	489,200	546,700
	13	151,800	208,600	243,200	282,800	311,700	341,800	390,200	431,600	491,900	548,400
	14	153,300	210,400	244,700	284,900	313,800	343,800	392,500	433,400	494,200	549,800
	15	154,800	212,100	246,200	286,900	316,000	345,900	394,700	435,400	496,500	551,100
	16	156,400	213,900	247,700	289,000	318,100	347,900	397,100	437,400	498,800	552,200
	17	157,700	215,600	249,200	291,000	320,200	349,800	398,900	439,300	500,900	553,500
	18	159,200	217,300	251,100	293,000	322,200	351,800	400,900	441,100	502,300	554,500
	19	160,700	219,000	252,900	295,100	324,300	353,700	402,800	442,900	503,800	555,400
	20	162,200	220,600	254,700	297,100	326,300	355,600	404,600	444,600	505,200	556,300
	21	163,600	222,200	256,400	299,200	328,300	357,600	406,500	446,400	506,400	557,200
	22	166,300	223,900	258,300	301,300	330,400	359,500	408,300	447,900	507,800	
	23	168,900	225,600	260,200	303,300	332,400	361,500	410,100	449,300	509,300	
	24	171,500	227,200	261,900	305,400	334,500	363,400	412,000	450,800	510,800	
	25	174,200	228,700	263,900	307,200	336,100	365,400	413,800	452,200	511,900	
	26	175,900	230,300	265,800	309,300	338,000	367,300	415,300	453,500	513,000	
	27	177,600	231,800	267,600	311,400	340,000	369,300	416,800	454,800	514,200	
	28	179,300	233,200	269,500	313,400	341,900	371,300	418,400	456,000	515,400	
	29	180,800	234,600	271,200	315,400	343,600	372,800	420,000	457,000	516,400	
	30	182,600	235,800	273,100	317,400	345,500	374,600	421,300	457,700	517,300	
	31	184,400	237,000	275,000	319,500	347,400	376,400	422,600	458,500	518,200	
	32	186,100	238,300	276,800	321,600	349,200	378,000	423,800	459,200	519,100	
	33	187,700	239,600	278,500	323,100	351,100	379,800	425,000	459,900	519,900	
	34	189,200	241,000	280,400	325,100	352,900	381,200	426,300	460,700	520,800	
	35	190,700	242,300	282,200	327,100	354,700	382,700	427,600	461,400	521,500	
	36	192,200	243,600	284,100	329,200	356,400	384,300	428,800	462,000	522,000	
	37	193,500	244,600	285,800	331,100	357,800	385,700	430,000	462,500	522,700	
	38	194,800	246,100	287,500	333,000	359,100	386,900	430,800	463,100	523,300	
	39	196,100	247,700	289,300	335,000	360,500	388,100	431,600	463,700	524,100	
	40	197,400	249,200	291,100	336,900	361,900	389,200	432,400	464,300	524,700	
	41	198,700	250,600	292,800	338,800	363,200	390,300	433,000	464,800	525,200	

	42	200,000	252,000	294,500	340,700	364,100	391,500	433,700	465,300
	43	201,300	253,400	296,200	342,500	365,200	392,700	434,400	465,700
	44	202,600	254,800	297,800	344,400	366,300	393,800	435,100	466,000
	45	203,800	256,000	299,500	345,900	367,100	394,500	435,900	466,300
	46	205,100	257,300	301,200	347,300	368,000	395,200	436,700	
	47	206,400	258,700	302,800	348,800	368,900	395,900	437,100	
	48	207,700	260,100	304,500	350,300	369,800	396,600	437,800	
	49	208,800	261,400	305,700	351,900	370,700	397,200	438,300	
	50	209,900	262,500	307,200	352,700	371,500	397,800	438,700	
	51	211,000	263,800	308,800	353,900	372,300	398,300	439,100	
	52	212,100	265,100	310,400	354,900	373,100	398,700	439,500	
	53	213,300	266,200	312,000	355,800	373,800	399,100	439,900	
	54	214,300	267,300	313,600	356,900	374,500	399,400	440,300	
	55	215,300	268,600	315,200	357,800	375,200	399,700	440,700	
	56	216,300	269,900	316,700	358,900	375,900	400,000	441,000	
	57	217,100	271,000	318,200	359,800	376,400	400,300	441,300	
	58	218,100	272,000	319,400	360,500	377,000	400,600	441,700	
	59	219,000	273,100	320,600	361,200	377,600	400,900	442,000	
	60	220,000	274,200	321,800	361,900	378,300	401,200	442,300	
継続 雇 員 以 外 の 職 員	61	220,800	275,400	322,500	362,300	378,700	401,500	442,600	
	62	221,800	276,400	323,400	362,900	379,400	401,800		
	63	222,800	277,300	324,200	363,600	380,000	402,100		
	64	223,800	278,300	325,000	364,300	380,600	402,400		
	65	224,500	279,100	325,900	364,600	381,000	402,700		
	66	225,500	280,000	326,300	365,300	381,600	403,000		
	67	226,500	280,800	327,000	366,000	382,200	403,300		
	68	227,600	281,700	327,800	366,700	382,800	403,600		
	69	228,400	282,700	328,600	367,000	383,200	403,800		
	70	229,200	283,500	329,300	367,600	383,700	404,100		
	71	230,000	284,300	330,000	368,300	384,200	404,400		
	72	230,800	285,100	330,700	368,900	384,800	404,700		
	73	231,600	285,900	331,200	369,200	385,100	404,900		
	74	232,300	286,400	331,800	369,800	385,500	405,200		
	75	233,000	286,800	332,300	370,500	385,900	405,500		
	76	233,700	287,300	332,900	371,100	386,300	405,700		
	77	234,400	287,400	333,200	371,500	386,600	405,900		
	78	235,200	287,800	333,700	372,000	386,900	406,200		
	79	236,000	288,000	334,100	372,600	387,200	406,500		
80	236,800	288,400	334,600	373,100	387,500	406,700			
81	237,500	288,600	335,000	373,600	387,700	406,900			
82	238,200	288,800	335,500	374,200	388,000	407,200			
83	238,900	289,200	336,000	374,700	388,300	407,500			
84	239,600	289,500	336,500	375,000	388,500	407,700			
85	240,300	289,800	336,800	375,400	388,700	407,900			
86	241,000	290,100	337,200	375,900	389,000				
87	241,700	290,400	337,700	376,300	389,300				
88	242,400	290,800	338,100	376,700	389,500				
89	243,100	291,100	338,400	377,100	389,700				
90	243,600	291,500	338,800	377,600	390,000				

	91	244,100	291,800	339,300	378,000	390,300					
	92	244,600	292,200	339,700	378,400	390,500					
	93	244,900	292,300	339,900	378,700	390,700					
	94		292,500	340,300							
	95		292,900	340,800							
	96		293,300	341,200							
	97		293,500	341,300							
	98		293,800	341,800							
	99		294,200	342,200							
	100		294,600	342,500							
	101		294,800	342,800							
	102		295,100	343,200							
	103		295,500	343,600							
	104		295,800	344,000							
	105		296,000	344,500							
	106		296,300	344,900							
	107		296,700	345,300							
	108		297,000	345,700							
	109		297,200	346,200							
	110		297,600	346,600							
	111		298,000	346,900							
	112		298,300	347,200							
	113		298,400	347,700							
	114		298,700								
	115		299,000								
	116		299,400								
	117		299,600								
	118		299,800								
	119		300,100								
	120		300,400								
	121		300,800								
	122		301,000								
	123		301,300								
	124		301,600								
	125		301,900								
繼續 雇員 職		185,400	212,900	252,900	272,300	287,400	312,800	354,500	387,600	438,700	519,100

別表第2 技能職俸給表（第6条関係）

職員の区分	職務の級 号 俸	1級	2級	3級	4級	5級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円
	1	123,900	175,000	196,600	244,600	275,400
	2	124,800	176,500	198,000	245,900	277,300
	3	125,800	178,000	199,400	247,100	279,100
	4	126,700	179,500	200,700	248,400	281,000
	5	127,700	180,900	202,000	249,500	282,800
	6	128,700	182,400	203,400	250,800	284,600
	7	129,700	183,800	204,800	252,100	286,300
	8	130,700	185,200	206,200	253,400	288,200
	9	131,500	186,600	207,600	254,500	289,900
	10	132,500	187,800	209,200	255,800	291,700
	11	133,500	189,100	210,800	257,000	293,400
	12	134,600	190,300	212,300	258,300	295,200
	13	135,400	191,500	213,600	259,400	296,800
	14	136,400	192,600	215,100	260,600	298,500
	15	137,400	193,700	216,600	261,700	300,100
	16	138,400	194,800	217,900	262,800	301,600
	17	139,500	195,900	219,000	263,900	303,200
	18	140,700	197,000	219,800	265,100	304,800
	19	141,900	198,000	220,700	266,200	306,500
	20	143,100	199,000	221,700	267,200	308,200
	21	144,200	200,000	222,700	268,200	309,500
	22	145,400	201,100	224,200	269,300	310,900
	23	146,600	202,200	225,600	270,400	312,300
	24	147,800	203,200	226,800	271,500	313,800
	25	149,000	204,200	228,300	272,500	315,200
	26	150,500	205,100	229,600	273,600	316,700
	27	152,000	205,800	231,000	274,700	318,200
	28	153,500	206,700	232,300	275,800	319,600
	29	154,900	207,600	233,600	276,800	321,200
	30	156,400	208,800	234,900	277,900	322,400
	31	157,900	209,900	236,300	278,900	323,700
	32	159,400	210,800	237,600	279,900	324,900
	33	160,900	211,500	238,800	280,800	326,000
	34	162,700	212,800	240,100	281,800	326,900
	35	164,500	214,000	241,400	282,900	328,000
	36	166,300	215,200	242,800	284,000	329,100
	37	168,100	216,300	244,100	284,700	330,200
	38	169,800	217,600	245,400	285,600	331,300
	39	171,500	218,900	246,800	286,500	332,300
	40	173,200	220,000	248,200	287,400	333,300
	41	174,800	221,100	249,300	288,300	334,300
	42	176,200	222,300	250,600	289,300	335,300
	43	177,600	223,500	251,900	290,300	336,300
	44	179,000	224,700	253,200	291,200	337,300
	45	180,500	225,800	254,100	291,900	338,200
	46	181,900	227,000	255,200	292,800	339,200
	47	183,300	228,200	256,400	293,700	340,200

継続 雇用 員 以外 の 職 員	48	184,700	229,300	257,600	294,600	341,200
	49	186,000	230,400	258,800	295,300	342,100
	50	187,200	231,600	260,000	296,000	343,000
	51	188,300	232,800	261,200	296,700	343,900
	52	189,500	234,000	262,200	297,500	344,700
	53	190,600	235,100	263,300	298,100	345,500
	54	191,700	236,100	264,400	298,900	346,300
	55	192,800	237,000	265,600	299,600	347,100
	56	193,900	238,000	266,800	300,300	347,800
	57	195,000	239,000	267,800	301,000	348,500
	58	196,000	240,000	268,800	301,700	349,300
	59	197,100	241,000	269,900	302,500	350,100
	60	198,100	241,900	270,900	303,200	350,800
	61	199,200	242,900	272,000	303,800	351,500
	62	200,100	243,800	273,100	304,500	352,200
	63	201,000	244,700	274,100	305,200	352,900
	64	201,900	245,600	275,200	305,900	353,600
	65	202,600	246,500	276,100	306,400	354,200
	66	203,400	247,300	276,900	306,900	354,700
	67	204,200	248,100	277,700	307,500	355,200
	68	205,000	248,800	278,500	308,100	355,700
	69	205,500	249,600	279,400	308,700	356,100
	70	206,100	250,200	280,200	309,100	
	71	206,500	250,800	281,000	309,600	
	72	207,100	251,300	281,700	310,100	
	73	207,700	251,500	282,500	310,400	
	74	208,400	251,900	283,200	310,900	
	75	209,100	252,400	284,000	311,400	
	76	209,900	252,900	284,800	311,800	
	77	210,200	253,500	285,400	312,000	
	78	210,900	253,900	286,000	312,300	
	79	211,600	254,400	286,500	312,600	
	80	212,300	254,900	286,900	312,900	
	81	213,000	255,200	287,300	313,200	
	82	213,700	255,500	287,700	313,500	
	83	214,400	255,800	288,200	313,800	
	84	215,100	256,100	288,700	314,100	
	85	215,800	256,300	289,100	314,300	
	86	216,500	256,600	289,700	314,700	
	87	217,200	256,900	290,300	315,000	
	88	217,900	257,200	290,900	315,200	
	89	218,400	257,400	291,200	315,400	
	90	219,000	257,600	291,700	315,700	
	91	219,600	258,000	292,200	316,000	
	92	220,200	258,200	292,600	316,300	
	93	220,600	258,500	293,000	316,500	
	94	221,100	258,900	293,500	316,800	
	95	221,600	259,200	294,000	317,100	
	96	222,100	259,500	294,500	317,300	
	97	222,700	259,700	294,800	317,500	
	98	223,200	260,000	295,200	317,800	
	99	223,700	260,200	295,700	318,100	
	100	224,200	260,500	296,200	318,300	
	101	224,800	260,800	296,600	318,500	

102	225,300	261,000	297,000		
103	225,900	261,300	297,300		
104	226,500	261,600	297,600		
105	226,900	261,800	297,900		
106	227,400	262,000	298,300		
107	227,900	262,300	298,700		
108	228,300	262,500	299,100		
109	228,500	262,800	299,400		
110	228,900	263,100	299,800		
111	229,400	263,400	300,200		
112	229,900	263,600	300,500		
113	230,300	263,800	300,700		
114	230,800	264,100	301,000		
115	231,300	264,300	301,300		
116	231,800	264,500	301,500		
117	232,100	264,800	301,700		
118	232,500	265,100	302,000		
119	232,900	265,400	302,300		
120	233,300	265,700	302,500		
121	233,700	265,800	302,700		
122		266,100	303,000		
123		266,400	303,300		
124		266,700	303,500		
125		266,800	303,700		
126		267,100	304,000		
127		267,400	304,300		
128		267,700	304,500		
129		267,800	304,700		
130		268,100	305,000		
131		268,400	305,300		
132		268,700	305,500		
133		268,800	305,700		
134		269,100			
135		269,400			
136		269,700			
137		269,800			
繼續 雇用 員	191,300	202,400	220,900	241,700	272,400

別表第3 海技職俸給表（一）（第6条関係）

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号 俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	165,200	218,700	262,600	312,100	350,600	412,200	486,000
	2	167,500	220,800	264,400	314,300	353,000	414,700	487,800
	3	169,900	222,800	266,200	316,500	355,400	417,300	489,700
	4	172,200	224,900	268,000	318,700	357,900	419,800	491,600
	5	174,600	226,900	269,300	321,000	360,300	422,200	493,400
	6	177,100	229,000	271,200	322,900	363,400	424,600	494,800
	7	179,500	231,100	273,000	324,800	366,600	427,100	496,200
	8	182,000	233,200	274,800	326,600	369,600	429,500	497,500
	9	184,200	235,400	276,400	328,400	372,500	431,700	498,700
	10	186,600	237,300	278,900	330,900	375,600	433,900	500,000
	11	189,000	239,200	281,200	333,300	378,700	436,200	501,300
	12	191,500	241,100	283,500	335,800	381,800	438,400	502,600
	13	194,000	243,000	286,100	338,000	384,700	440,300	503,900
	14	196,600	244,900	288,700	340,500	387,400	442,500	505,000
	15	199,300	246,800	291,100	343,000	390,200	444,700	506,100
	16	201,900	248,700	293,500	345,500	392,900	446,900	507,100
	17	204,300	250,400	296,000	347,900	395,800	449,100	508,100
	18	207,000	252,300	298,300	350,400	397,800	451,400	509,200
	19	209,700	254,200	300,600	352,800	399,800	453,700	510,400
	20	212,400	256,100	302,900	355,300	401,900	455,900	511,400
	21	215,000	257,600	305,100	357,700	403,600	458,100	512,400
	22	216,600	259,200	306,300	360,100	405,600	459,900	513,300
	23	218,200	260,700	307,600	362,300	407,500	461,600	514,200
	24	219,800	262,200	308,900	364,700	409,500	463,300	515,000
	25	221,300	263,700	310,200	367,000	411,300	464,700	515,700
	26	222,800	265,300	312,000	369,400	412,900	466,000	516,300
	27	224,300	266,900	313,600	371,800	414,700	467,200	516,900
	28	225,700	268,400	315,300	374,100	416,400	468,300	517,500
	29	227,300	269,900	316,800	376,300	417,600	469,400	518,100
	30	228,400	271,300	318,500	378,400	419,200	470,400	
	31	229,500	272,800	320,300	380,600	420,800	471,400	
	32	230,600	274,000	322,000	382,700	422,400	472,600	
	33	231,800	275,300	323,600	384,600	424,000	473,200	
	34	232,700	276,800	325,200	386,400	425,300	474,200	
	35	233,600	278,100	326,600	388,100	426,600	475,300	
	36	234,500	279,400	328,200	389,900	427,800	476,400	
	37	235,300	280,600	329,700	391,800	429,000	477,300	
	38	236,100	281,800	331,300	393,200	430,000	478,200	
	39	237,000	282,900	332,900	394,700	431,000	479,100	
	40	237,900	284,000	334,400	396,200	432,000	480,000	
	41	238,900	285,100	335,900	397,000	432,400	480,800	



	42	239,800	286,200	337,400	398,300	433,000	481,500
	43	240,700	287,200	338,900	399,600	433,700	482,200
	44	241,600	288,000	340,400	401,000	434,400	482,900
	45	242,400	289,000	341,900	402,400	435,000	483,400
	46	243,300	290,400	343,300	403,800	435,300	484,000
	47	244,200	291,700	344,700	405,200	435,900	484,600
	48	245,100	293,100	346,100	406,500	436,500	485,200
継続 雇用 職員 以外 の職 員	49	245,700	294,500	347,200	407,800	437,000	485,500
	50	246,400	295,600	348,600	408,700	437,700	486,100
	51	247,100	296,700	350,100	409,600	438,400	486,800
	52	247,700	297,800	351,500	410,500	439,100	487,300
	53	248,100	298,900	352,900	410,700	439,700	487,800
	54	248,800	299,900	354,300	411,100	440,400	488,500
	55	249,400	301,000	355,600	411,600	441,100	488,800
	56	250,100	302,000	357,000	412,100	441,700	489,400
	57	250,600	303,200	357,900	412,500	442,100	489,900
	58	251,300	304,300	359,100	412,700	442,800	
	59	252,000	305,400	360,300	413,300	443,500	
	60	252,700	306,500	361,600	413,800	444,200	
	61	253,300	307,300	362,700	414,300	444,600	
	62	254,000	308,000	363,300	414,900	444,900	
	63	254,600	308,800	363,900	415,500	445,200	
	64	255,200	309,600	364,500	416,100	445,500	
	65	255,700	310,100	364,900	416,700	445,700	
	66	256,200	310,800	365,400	417,300	446,000	
	67	256,700	311,500	365,900	417,800	446,300	
	68	257,200	312,100	366,400	418,400	446,600	
69	257,500	312,900	366,600	419,000	446,800		
70			366,900	419,500	447,100		
71			367,300	420,100	447,400		
72			367,600	420,700	447,600		
73			368,100	421,200	447,800		
74			368,300	421,800			
75			368,800	422,300			
76			369,300	422,900			
77			369,800	423,400			
78			370,300	424,000			
79			370,800	424,700			
80			371,300	425,300			
81			371,800	425,600			
82			372,200	426,200			
83			372,700	426,900			
84			373,200	427,500			
85			373,600	427,900			
86			374,100	428,400			
87			374,500	429,100			
88			375,000	429,800			
89			375,500	430,000			
90			376,000				

	91			376,500				
	92			377,000				
	93			377,300				
	94			377,700				
	95			378,200				
	96			378,600				
	97			379,100				
	98			379,400				
	99			379,900				
	100			380,300				
	101			380,900				
繼續 雇用 職員		217,800	247,800	277,300	318,000	346,800	393,300	461,300

別表第4 海技職俸給表（二）（第6条関係）

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号 俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円
	1	140,600	183,800	217,600	251,200	283,200	313,100
	2	141,600	186,000	219,300	252,600	284,600	315,000
	3	142,700	188,200	220,800	254,100	286,000	316,800
	4	143,700	190,400	222,300	255,800	287,400	318,600
	5	144,700	192,500	223,700	257,500	288,800	320,400
	6	146,000	194,400	225,400	259,400	290,200	322,100
	7	147,300	196,300	227,100	261,100	291,600	323,800
	8	148,600	198,200	228,800	262,700	293,000	325,500
	9	149,700	200,000	230,300	264,000	294,400	327,300
	10	151,200	201,600	232,000	265,800	295,700	329,000
	11	152,800	203,200	233,800	267,500	296,900	330,700
	12	154,300	204,800	235,500	269,200	298,200	332,400
	13	155,600	206,400	237,100	270,800	299,600	334,000
	14	157,100	208,000	238,900	272,300	300,700	335,600
	15	158,600	209,400	240,700	273,800	301,700	337,200
	16	160,200	211,000	242,400	275,300	302,800	338,800
	17	161,600	212,300	244,100	276,800	303,800	340,300
	18	163,300	213,700	246,000	278,200	304,900	341,900
	19	165,000	215,100	247,900	279,600	305,900	343,600
	20	166,700	216,400	249,600	281,100	306,800	345,300
	21	168,300	217,400	251,200	282,700	307,700	346,900
	22	170,200	218,800	252,600	284,100	308,800	348,500
	23	172,100	220,200	254,100	285,600	309,900	350,100
	24	174,000	221,600	255,800	287,100	311,000	351,700
	25	175,700	222,900	257,500	288,600	311,800	353,100
	26	177,500	224,200	259,400	290,000	312,700	354,700
	27	179,300	225,600	261,100	291,400	313,600	356,300
	28	181,100	227,000	262,700	292,800	314,500	357,800
	29	182,700	228,300	264,000	294,000	315,400	359,300
	30	184,800	229,800	265,800	295,200	316,300	360,600
	31	186,900	231,200	267,500	296,400	317,100	362,100
	32	189,000	232,500	269,200	297,700	317,900	363,600
	33	190,900	233,700	270,800	299,000	318,800	364,800
	34	192,800	234,700	272,300	300,100	319,700	365,800
	35	194,700	235,400	273,800	301,200	320,600	367,000
	36	196,600	236,500	275,300	302,300	321,500	368,100
	37	198,400	237,300	276,800	303,400	322,300	369,400
	38	200,000	238,600	278,200	304,400	323,200	370,600
	39	201,600	239,700	279,600	305,500	324,100	371,700
	40	203,200	240,900	281,100	306,600	325,000	372,800
	41	204,600	241,700	282,700	307,600	325,800	373,700

	42	206,200	243,100	284,100	308,500	326,700	374,700
	43	207,800	244,300	285,600	309,600	327,500	375,600
	44	209,400	245,800	287,100	310,600	328,300	376,600
	45	210,900	246,800	288,600	311,500	329,200	377,600
	46	212,200	248,300	290,000	312,400	330,100	378,400
	47	213,400	249,700	291,400	313,200	331,000	379,400
	48	214,700	251,000	292,800	314,100	331,800	380,300
	49	216,100	252,500	294,000	315,000	332,400	381,100
	50	217,300	254,000	295,200	315,800	332,900	382,100
	51	218,500	255,500	296,400	316,600	333,500	382,900
	52	219,600	256,900	297,700	317,300	334,100	383,600
	53	220,900	258,100	299,000	317,900	334,700	384,600
	54	222,200	259,500	300,100	318,700	335,300	385,400
	55	223,500	260,900	301,200	319,500	335,900	386,300
継 続	56	224,700	262,200	302,300	320,200	336,500	387,000
雇 用	57	225,800	263,300	303,400	320,700	336,800	387,900
職 員	58	227,000	264,700	304,400	321,300	337,400	388,700
以 外	59	228,200	266,100	305,500	322,000	338,000	389,500
の 職	60	229,400	267,500	306,600	322,700	338,600	390,300
員	61	230,600	268,700	307,600	323,300	338,800	390,800
	62	231,700	270,000	308,500	323,800	339,300	391,500
	63	232,700	271,100	309,600	324,300	339,700	392,100
	64	233,800	272,400	310,600	324,900	340,200	392,800
	65	234,500	273,700	311,500	325,200	340,400	393,400
	66	235,500	274,900	312,400	325,700	340,800	393,900
	67	236,400	276,100	313,200	326,300	341,200	394,400
	68	237,500	277,200	314,100	326,900	341,600	394,900
	69	238,600	278,200	315,000	327,300	342,100	395,600
	70	239,500	279,100	315,700	327,700	342,500	
	71	240,400	280,000	316,400	328,100	342,900	
	72	241,300	280,900	317,100	328,500	343,400	
	73	242,200	281,800	317,400	328,700	344,000	
	74	242,900	282,500	317,900	329,000	344,500	
	75	243,600	283,200	318,400	329,300	345,000	
	76	244,300	283,800	318,900	329,500	345,400	
	77	244,700	284,400	319,500	329,900	345,700	
	78	245,400	285,000	320,000	330,100	346,100	
	79	246,100	285,600	320,600	330,400	346,500	
	80	246,800	286,100	321,200	330,700	346,900	
	81	247,400	286,700	321,800	331,000	347,300	
	82	247,900	287,300	322,200	331,400	347,600	
	83	248,300	287,900	322,600	331,700	348,000	
	84	248,800	288,500	322,900	332,100	348,400	
	85	249,100	288,900	323,100	332,400	348,800	
	86		289,200	323,400	332,700	349,200	
	87		289,600	323,700	333,100	349,600	
	88		290,100	324,000	333,500	350,000	
	89		290,400	324,300	333,700	350,400	
	90		290,800	324,600	334,000		

	91		291,200	324,800	334,300		
	92		291,500	325,100	334,700		
	93		291,700	325,300	335,100		
	94		292,100	325,500	335,300		
	95		292,500	325,900	335,600		
	96		292,900	326,300	335,900		
	97		293,100	326,500	336,200		
	98		293,300	326,800	336,500		
	99		293,600	327,200	336,800		
	100		293,900	327,600	337,100		
	101		294,300	327,700	337,300		
	102		294,600	327,900	337,600		
	103		294,800	328,100	337,900		
	104		295,000	328,400	338,200		
	105		295,300	328,700	338,400		
	106			329,000	338,800		
	107			329,200	339,000		
	108			329,500	339,200		
	109			329,800	339,500		
	110			330,100			
	111			330,400			
	112			330,700			
	113			330,900			
繼續 雇用 職員		212,700	227,200	229,300	251,400	279,900	309,700

別表第5 教育職俸給表（第6条関係）

職 員 の 区 分	職 務 の 級 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円
	1	207,000	267,500	315,300	401,900	532,100
	2	209,200	270,500	318,300	404,200	535,100
	3	211,400	273,400	321,500	406,600	538,200
	4	213,600	276,200	324,600	409,100	541,300
	5	215,700	279,100	328,000	411,500	544,300
	6	217,900	281,600	330,800	414,000	546,700
	7	220,100	283,900	333,700	416,400	549,200
	8	222,200	286,300	336,600	418,900	551,600
	9	224,500	289,100	339,600	420,900	553,900
	10	226,900	291,600	342,800	423,400	555,700
	11	229,300	294,200	346,000	425,800	557,600
	12	231,700	296,800	349,300	428,200	559,500
	13	234,000	299,300	352,400	429,900	561,200
	14	236,400	301,500	354,700	432,100	562,600
	15	238,800	303,700	357,200	434,400	563,900
	16	241,200	305,800	359,800	436,700	565,100
	17	243,300	308,100	362,500	439,000	566,400
	18	246,400	310,300	364,700	441,400	567,200
	19	249,500	312,500	367,000	443,700	567,900
	20	252,600	314,700	369,200	446,100	568,600
	21	255,500	316,800	371,300	448,300	569,400
	22	258,500	319,600	373,400	450,600	
	23	261,400	322,300	375,500	453,000	
	24	264,300	325,100	377,600	455,300	
	25	267,100	327,400	379,500	457,300	
	26	269,700	329,700	381,300	459,500	
	27	272,300	332,100	383,200	461,600	
	28	275,100	334,600	385,100	463,800	
	29	278,000	337,000	387,100	465,900	
	30	280,400	339,200	388,800	468,200	
	31	282,800	341,400	390,500	470,400	
	32	285,200	343,500	392,200	472,500	
	33	287,800	345,700	394,000	474,400	
	34	290,200	348,000	395,800	476,500	
	35	292,800	350,300	397,400	478,800	
	36	295,200	352,500	399,200	481,000	
	37	297,800	354,500	400,500	483,100	
	38	299,500	356,500	402,200	485,100	
	39	301,400	358,600	403,800	487,000	
	40	303,300	360,500	405,400	488,900	
	41	305,200	362,500	406,700	490,900	

	42	306,300	364,400	408,300	492,800
	43	307,300	366,200	409,800	494,600
	44	308,200	368,000	411,400	496,500
	45	309,200	370,000	412,800	498,400
	46	310,400	371,800	414,400	500,200
	47	311,600	373,400	415,900	502,000
	48	312,700	375,200	417,500	503,900
	49	313,700	377,100	418,900	505,600
	50	314,800	378,800	420,200	507,300
	51	315,800	380,600	421,500	509,100
	52	316,800	382,300	422,800	511,000
	53	318,000	383,600	423,500	512,600
	54	319,000	385,100	424,500	514,200
	55	320,100	386,500	425,400	515,900
	56	321,100	388,100	426,300	517,500
	57	322,200	389,500	427,200	519,100
	58	323,300	390,900	428,100	520,400
	59	324,400	392,300	429,000	521,700
	60	325,400	393,800	429,900	522,900
継続 雇 員 以 外 の 職 員	61	326,500	395,100	430,800	524,100
	62	327,500	396,500	431,700	525,100
	63	328,600	398,000	432,700	526,100
	64	329,700	399,500	433,800	527,100
	65	330,600	400,500	434,700	527,700
	66	331,700	401,600	435,700	528,600
	67	332,700	402,600	436,700	529,500
	68	333,800	403,700	437,600	530,400
	69	334,700	404,700	438,600	531,300
	70	335,800	405,600	439,600	532,100
	71	336,800	406,400	440,600	532,800
	72	337,900	407,200	441,600	533,300
	73	338,500	408,000	442,600	534,000
	74	339,500	408,900	443,500	534,500
	75	340,500	409,700	444,400	535,300
	76	341,500	410,500	445,400	535,900
	77	342,500	411,200	446,200	536,400
	78	343,500	411,600	446,700	
	79	344,500	411,900	447,400	
	80	345,400	412,200	448,000	
	81	346,400	412,500	448,800	
	82	347,400	412,800	449,500	
	83	348,400	413,100	449,800	
	84	349,400	413,400	450,400	
	85	350,000	413,700	450,800	
	86	350,600	414,000	451,100	
	87	351,200	414,300	451,400	
	88	351,800	414,600	451,700	
	89	352,400	414,800	452,000	
	90	352,800	415,100		

	91	353,200	415,400			
	92	353,700	415,700			
	93	354,200	415,900			
	94	354,600	416,200			
	95	355,100	416,500			
	96	355,600	416,800			
	97	356,200	417,000			
	98	356,700	417,300			
	99	357,100	417,600			
	100	357,600	417,800			
	101	358,000	418,000			
	102	358,500	418,300			
	103	358,900	418,600			
	104	359,400	418,800			
	105	359,900	419,000			
	106	360,300				
	107	360,800				
	108	361,300				
	109	361,700				
	110	362,200				
	111	362,700				
	112	363,100				
	113	363,500				
	114	363,900				
	115	364,400				
	116	364,800				
	117	365,200				
	118	365,600				
	119	366,100				
	120	366,500				
	121	366,800				
	122	367,200				
	123	367,700				
	124	368,000				
	125	368,400				
	126	368,900				
	127	369,400				
	128	369,800				
	129	370,200				
繼續 雇用 職員		280,400	291,500	313,400	397,400	531,800



別表第6 医療職俸給表（第6条関係）

職員 の区 分	職務 の級 号 俸	1級	2級	3級	4級	5級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円
	1	240,100	325,700	392,600	468,600	564,000
	2	242,600	328,800	395,500	470,900	567,100
	3	245,100	331,900	398,400	473,200	570,200
	4	247,600	335,000	401,300	475,500	573,300
	5	249,900	337,800	404,000	477,800	576,200
	6	253,700	341,100	406,800	480,000	578,600
	7	257,500	344,400	409,600	482,200	581,000
	8	261,300	347,700	412,400	484,400	583,400
	9	264,900	350,700	415,000	486,500	585,600
	10	268,900	353,900	417,700	488,600	587,100
	11	272,900	357,100	420,400	490,700	588,600
	12	276,900	360,300	423,100	492,800	590,100
	13	280,700	363,400	425,600	494,900	591,600
	14	284,700	367,100	428,100	497,000	592,700
	15	288,700	370,700	430,500	499,100	593,800
	16	292,700	374,400	433,000	501,200	594,700
	17	296,500	378,000	435,200	503,300	595,900
	18	300,100	380,700	437,600	505,300	596,900
	19	303,700	383,500	440,000	507,300	597,900
	20	307,300	386,300	442,400	509,300	598,900
	21	311,000	389,200	444,500	511,100	599,900
	22	314,800	391,800	446,900	512,900	
	23	318,500	394,400	449,300	514,800	
	24	322,200	397,000	451,600	516,700	
	25	325,800	399,400	453,800	518,400	
	26	328,600	401,700	456,100	520,200	
	27	331,400	404,000	458,400	522,000	
	28	334,200	406,300	460,700	523,800	
	29	337,000	408,700	462,900	525,700	
	30	339,400	410,800	465,200	527,500	
	31	341,800	412,800	467,500	529,300	
	32	344,200	414,900	469,800	531,100	
	33	346,600	417,000	471,800	532,700	
	34	349,100	419,000	473,900	534,500	
	35	351,500	421,000	476,000	536,200	
	36	354,000	423,000	478,100	538,000	
	37	356,400	425,100	480,200	539,600	
	38	358,800	427,100	482,000	541,200	
	39	361,200	429,100	483,800	542,600	
	40	363,600	431,100	485,600	544,200	
	41	365,900	433,100	487,300	545,700	
	42	367,400	434,900	489,100	547,100	
	43	368,900	436,700	490,900	548,500	

	44	370,400	438,500	492,700	549,800
	45	371,900	440,400	494,300	551,000
	46	373,300	442,200	496,000	552,000
	47	374,800	444,000	497,800	553,000
	48	376,300	445,800	499,600	554,000
	49	377,600	447,600	501,200	555,000
	50	378,600	449,300	502,500	555,900
	51	379,600	451,100	503,800	556,800
	52	380,600	452,900	505,100	557,700
	53	381,600	454,800	506,400	558,500
	54	382,500	456,000	507,700	559,400
	55	383,400	457,200	509,000	560,300
	56	384,300	458,400	510,300	561,200
	57	385,300	459,600	511,300	562,100
	58	386,200	460,600	512,100	563,000
	59	387,000	461,600	512,900	563,900
	60	387,900	462,600	513,700	564,600
継続 雇用 職員 以外 の職 員	61	388,700	463,400	514,600	565,500
	62	389,200	464,100	515,400	566,400
	63	389,700	464,800	516,300	567,300
	64	390,200	465,500	517,100	568,200
	65	390,500	466,200	518,000	569,100
	66		466,900	518,900	
	67		467,600	519,600	
	68		468,300	520,500	
	69		468,800	521,400	
	70		469,500	522,200	
	71		470,200	523,100	
	72		470,900	524,000	
	73		471,300	524,800	
74		471,900	525,700		
75		472,600	526,600		
76		473,300	527,300		
77		473,700	528,100		
78		474,300	529,000		
79		474,900	529,900		
80		475,400	530,800		
81		476,000	531,600		
82		476,500	532,500		
83		477,000	533,400		
84		477,500	534,300		
85		477,900	535,100		
86		478,500	536,000		
87		478,900	536,900		
88		479,400	537,800		
89		479,900	538,600		
90		480,500			
91		481,100			
92		481,500			
93		482,000			

	94		482,600			
	95		483,200			
	96		483,800			
	97		484,300			
繼續 雇用 職員		293,800	336,200	390,600	463,700	563,600